萩・長門清掃一部事務組合職員の分限懲戒の手続及び効果に関する規則

令和５年７月３１日規則第３号

萩・長門清掃一部事務組合職員の分限懲戒の手続及び効果に関する規則（平成２２年萩・長門清掃一部事務組合規則第８号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手続及び効果に関する条例（令和５年萩・長門清掃一部事務組合条例第６号）及び萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（令和５年萩・長門清掃一部事務組合条例第７号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（分限懲戒の手続き等）

第２条　職員の分限懲戒の手続及び効果については、萩市職員の分限懲戒の手続及び効果に関する規則（平成１７年萩市規則第２４号）の例による。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。